



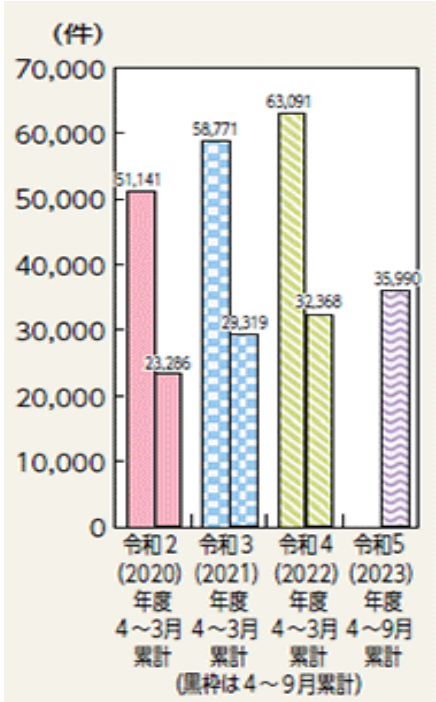
発見！ジェンダーパネル NO.8

自分を責めないで

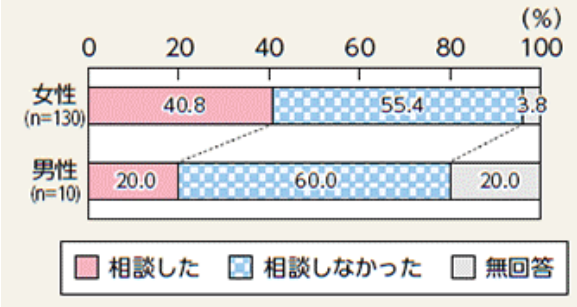
第5次男女共同参画基本計画（第5分野）では「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げています。DV、ストーカー、子どもへの性的行為、同意なき画像撮影・性交は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。2017年、明治時代から続く性犯罪刑法が見直されて以降、改正が重ねられ、2023年には「不同意性交等罪」「性的姿態等撮影罪」などが施行されました。加害行為は顔見知りなどの間柄でも起こること、男性でも被害に遭うこと、被害に気づくまで時間がかかることがあることなども知られています。

ワンストップ支援センターへの相談件数は増加していますが、半数以上の人が誰にも相談せずひとりで抱え込んでいます（右図）。適切なケアを受けることは心身ともに回復していく助けになります。もし被害に遭ったり、身近な人が苦しんでいたら、ためらわずに専門機関へ相談してください。（2024.10）

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センターの
全国の相談件数の推移



不同意性交等の被害の相談経験



グラフ詳細
はこちら↓



グラフ詳細
はこちら→

